



#### ●17 旅行代金の払戻し

当社はお客様に対し払戻すべき金額が生じた時は、次のとおり払戻しいたします。

- 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
- 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- クーポン類の引渡後の払戻についてはお引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払戻が出来ないことがあります。
- 本項(1)の規程は、第19項または第21項で規程するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

#### ●18 添乗員・旅程管理

- 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。原則として契約書面に定められた 日程を円滑に実施するために必要な業務と致します。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時～20時までとします。
- 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項1)における添乗員の業務に準じます。
- 「個人旅行」は添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

#### ●19 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については損害発生の日から14日以内に当社に対して通知が合ったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償します。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

#### ●20 特別補償

- 当社は第19項(1)の規程に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず当社約款特別補償規程により、受注型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払い致します。
- お客様が本項当該旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、当該旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が当該旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 本項1)の損害について当社が第19項1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。
- 旅行日程中、当社の手配に係わる運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けない日に生じた事故及びお客様が被った損害(被害)には特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いはされません。

#### ●21 お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規程を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行社の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者、又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

#### ●22 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①、②、③で規定する変更は除きます)は第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社第19項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部としてお支払いいたします。
  - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。)
    - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
    - 戦乱
    - 暴動
    - 官公署の命令
    - 欠航、不通、休業など運送・宿泊期間などのサービス提供の中止
    - 運延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運航)計画によらない運送サービスの提供
    - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- 第14・16項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

- 募集パンフレット又はホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金のまた、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1000円未満であるときは当社は変更補償金をお支払いいたしません。

- 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第19項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した(日本国内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)「旅程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「旅程表」の記載内容との間又は「旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

(注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

#### ●23 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日について、各パンフレット又はホームページ等に明示した日付となります。

#### ●24 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等についてはパンフレット・ホームページ記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の免税店・土産品店等でのお客さまおの買い物の便宜のために必要な範囲内でお客様の氏名・年齢・性別・電話番号、その他手配するために 必要な範囲内での情報をあらかじめ電子的方法等で送付して提供します。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付して提供します。このほか当社及び販売店では①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
- 当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報を利用目的達成のために手配代行業務・添乗業務・空港でのサービス業務おいて個人情報を扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。
- 当社は疾病・事故等があった場合に備え、お客様のご旅行中の連絡先(個人情報)をお伺いしております。この個人情報はお客様に疾病、事故等があった場合で連絡先の方への連絡が必要があると認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ご旅行のお申込みに際し、申込書に記載のお客様の個人データの開示、訂正、削除は窓口までお申し出ください。

#### ●25 その他

- お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただけます。
- お客様の便宜を図るため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 事故等のお申し出について
  - 旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 天候等の不可効力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- 小人代金は、特に注釈がない場合は、旅行開始当日を基準に、満3歳以上、12歳未満のお子様に適応となります。
- 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。
- お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度等)に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分にかかわる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承下さい。
- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。
- お客様のご都合により航空便の変更、行程変更はできません。

#### ●26 国内旅行傷害保険への加入

ご旅行中にけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

【観光庁長官登録旅行業555号】 一般社団法人日本旅行業協会 正会員

〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵1-5-1

